

中央大学学員会静岡東部支部会則

第1章 総則

第1条 本会は、中央大学学員会静岡東部支部と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり母校の発展に寄与し、教養と品位の向上に努め、学術の研究とその改善進歩に資することを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会
- (2) 親睦会
- (3) その他

第4条 本会の事務所を静岡県東部地区に置く。

第2章 会員

第5条 本会の会員は、地域別分会に所属する学員をもって組織する。

第3章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- 支部長 1名
- 副支部長 若干名
- 幹事長 1名
- 幹 事 若干名
- 監 事 2名以内

第7条 役員は、会員の中より、総会において選出する。

第8条 支部長は本会を代表し、会務を総理し総会及び幹事会の議長となる。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはこれを代理する。

第9条 幹事は会の運営にあたり、幹事長がこれを掌理する。

第10条 監事は会計及び幹事の運営を監査する。

第11条 役員の任期は就任後第2回目の通常総会までとする。但し、再任を妨げない。

第4章 顧問

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は幹事会の推薦に基づき、支部長が委嘱する。
- 3 顧問は支部長の諮詢に応じ、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

第13条 会議を分けて総会、幹事会とし、支部長が招集する。

2 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回これを開催する。

3 臨時総会は次の場合に開催する。

- (1) 支部長が必要と認めたとき
- (2) 幹事会の決議があったとき
- (3) 監事の請求があったとき
- (4) 会員の3分の1以上の請求があったとき

第14条 総会は開催の日より1週間以前に会議の目的、日時及び場所を記載した書面により招集する。但し、支部長が必要と認めたときは、その他の方法をもってこれに代えることができる。

第15条 議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。但し、会則の変更及び解散の決議は、出席会員の3分の2以上の多数をもって決する。

2 会員は、総会の議決権の行使を他の出席会員または支部長に書面をもって委任できる。

第16条 総会において決議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 役員の選任
- (2) 事業の報告及び計画
- (3) 決算の承認及び予算の議決
- (4) 会則の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他支部長が必要と認めた事項

2 総会の議決について特別の利害関係がある会員は、その議決に加わることができない。

第17条 総会の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し議長が署名して保存する。

第18条 幹事会は、支部長、副支部長、幹事長、幹事をもって組織する。

2 幹事会の議事は、出席幹事会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

3 幹事会において決議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会で委任された事項
- (3) その他会務執行上必要な事項

第6章 会計

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第20条 本会の運営に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第21条 会員は、所属する分会に所定の年会費を納入するものとする。

2 各分会は、役員会で定める支部年会費を所定の期日までに納入するものとする。

第7章 分会

第22条 本会に地域別分会を置き、日常の活動を行うものとする。なお、各分会は、地域名称を付した白門会と称することとする。

第23条 静岡県東部地区を次の4地域に分けて地域別分会を置き、それぞれの地域に在住又は勤務する学員をもって組織する。

- 1 沼津白門会 沼津市
- 2 富士白門会 富士市、富士宮市
- 3 三島白門会 三島市、長泉町、函南町
- 4 御殿場白門会 御殿場市、裾野市、小山町

附 則

この会則は、昭和55年11月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年3月23日から施行する。